## 医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前					
厚生省発医第137号 昭和54年7月27日	厚生省発医第137号 昭和54年7月27日					
最終改正厚生労働省発医政0509第5号	最終改正厚生労働省発医政 0 5 2 4 第 1 号					
平成30年5月9日	平成29年5月24日					
医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医療施設等施設整備費補助金交付要綱					
$1\sim 2$ (略)	$1 \sim 2$ (略)					
(交付の対象)	(交付の対象)					
3 (略)	3 (略)					
(1) ~ (14) (略) <u>(削除)</u>	(1) ~ (14) (略)  (15) 医療機関における外国人患者受入環境施設整備事業 平成26年11月25日医政発1125第17号厚生労働省医政局長通知 「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業の実施について」の別添					
	「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療機関における外国人患者受入環境施設整備事業					
(交付の対象外費用)	(交付の対象外費用)					
4 (略)	4 (略)					
(交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)から <u>(7)</u> により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、	(交付額の算定方法) 5 この補助金の交付額は、次の(1)から <u>(8)</u> により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、					

				改正前						
これを切捨てるものとす	<u></u> る。		これる	これを切捨てるものとする。						
(1) ~ (7) (略)				(1)	~ (7) (略)					
<u>(削除)</u>				-	3 交付の対象事業の					
						国人患者受入環境施設整備		and a contract of the		
					<u>- 次の表の第2欄に定る</u> 比較して少ない方の額	める基準額と第3欄に定め な器字せる	の対象経費の実	<u>   文出観とを</u>		
				_		と選ルりる。 額と総事業費から寄付金そ	・の他の収え婚え	が除したケ		
				_	<u>とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額</u> を交付額とする。					
1 区分 2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率	5 下 限 額	1 区分	2 基 準 額	3 対象経費	4 補 助 率	5 下 限 額		
へき地 (略)	(略)	(略)	(略)	へき地	(略)	(略)	(略)	(略)		
診療所				診療所						
施設整 ヘリポート1か所	当 (略)		(略)	施設整	ヘリポート1か所当	(略)		(略)		
備事業 たり <u>72,614</u> 千	円			備事業	たり <u>70,294</u> 千円					
過疎地 (略)	(略)	(略)	(略)	過疎地	(略)	(略)	(略)	(略)		
域等特				域等特						
定診療				定診療						
所施設				所施設						
整備事				整備事						
業				業						
へき地 (略)	(略)	(略)	(略)	へき地	(略)	(略)	(略)	(略)		
保健指				保健指						

		改正後			改正前					
導所施					導所施					
設整備 事業					設整備事業					
研修医	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医	(略)	(略)	(略)	(略)	
のため					のため					
の研修					の研修					
施設整					施設整					
備事業					備事業					
臨床研	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研	(略)	(略)	(略)	(略)	
修病院					修病院					
施設整					施設整					
備事業					備事業					
へき地	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地	(略)	(略)	(略)	(略)	
医療拠					医療拠					
点病院					点病院					
施設整					施設整					
備事業					備事業					
医師臨	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨	(略)	(略)	(略)	(略)	
床研修					床研修					
病院研					病院研					
修医環					修医環					
境整備					境整備					
事業 離島等	次に掲げる基準面積	(略)	(略)	(略)	事業 離島等	次に掲げる基準面積	(略)	(略)	(略)	
患者宿	に <u>278 千円</u> を乗じた額	(547)	(64)	(847)	患者宿	に <u>269 千円</u> を乗じた額	(647)	(54)	(50)	

		改正後			改正前					
泊施設	とする。				泊施設	とする。				
施設整	基準面積				施設整	基準面積				
備事業	室数×40 m²				備事業	室数×40 ㎡				
	(ただし、8室を上					(ただし、8室を上				
	限とし、かつ、改修					限とし、かつ、改修				
	の場合は厚生労働大					の場合は厚生労働大				
	臣が必要と認めた額					臣が必要と認めた額				
	とする。)					とする。)				
産科医	(略)	(略)	(略)	(略)	産科医	(略)	(略)	(略)	(略)	
療機関					療機関					
施設整					施設整					
備事業					備事業					
分娩取	(略)	(略)	(略)	(略)	分娩取	(略)	(略)	(略)	(略)	
扱施設					扱施設					
施設整					施設整					
備事業					備事業					
死亡時	(略)	(略)	(略)	(略)	死亡時	(略)	(略)	(略)	(略)	
画像診					画像診					
断シス					断シス					
テム等					テム等					
施設整					施設整					
備事業					備事業					
有床診	(略)	(略)	(略)	(略)	有床診	(略)	(略)	(略)	(略)	
療所等					療所等					
スプリ	(略)	(略)			スプリ	(略)	(略)			
ンクラ					ンクラ					

		改正後			改正前						
一等施	(略)	(略)			一等施	(略)	(略)				
設整備					設整備						
事業					事業						
南海ト	へき地医療拠点病院	(略)	(略)	(略)	南海卜	へき地医療拠点病院	(略)	(略)	(略)		
ラフ地					ラフ地	<u>250,196</u> 千円					
震に係					震に係						
る津波	へき地診療所	(略)			る津波	へき地診療所	(略)				
避難対	<u>14,816</u> 千円				避難対	<u>14,343</u> 千円					
策緊急					策緊急						
事業					事業						
院内感	1室当たり <u>12,345</u> 千	(略)	(略)	(略)	院内感	1室当たり <u>11,951</u> 千	(略)	(略)	(略)		
染対策	円とし、空調設備(空気				染対策	円とし、空調設備(空気					
施設整	清浄度クラス1万以上)				施設整	清浄度クラス1万以上)					
備事業	を整備する場合は				備事業	を整備する場合は					
	28,097 千円を加算す					<u>27,199</u> 千円を加算す					
	る。					る。					
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	医療機	1施設当たり	外国人患者を受入れる医	2分の1	_		
					関にお	103,000 千円	療機関における案内表示				
					ける外		多言語化(施設整備と一体				
					国人患		となる大規模なの)、病室、				
					者受入		手術室及び廊下等の拡充				
					環境施		整備等に必要な工事費又				
					設整備		は工事請負費				
					事業						
(注) (	略)				(注) (	(略)					

改正後	改正前
(交付決定の下限) 6 (略)	(交付決定の下限) 6 (略)
(交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) ~ (14) (略)	(交付の条件) 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 (1) ~ (14) (略)
	(15) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第8号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省(及び法人所管府省)に報告しなければならない。
(15) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付 を受けてはならない。	(16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付 を受けてはならない。
8~11 (略)	8~11 (略)
(遂行状況報告)  12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。 (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合	(遂行状況報告)  12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。  (1)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、  補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

改正後 改正前

- ア 補助事業者は、事業の遂行状況について、都道府県知事から要求があったと きは、速やかに第3号様式による状況報告書に関係書類を添えて、都道府県知 事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、 速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の場合

補助事業者は、事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったと きは、速やかに第3号様式による状況報告書に関係書類を添えて、厚生労働大 臣に提出するものとする。

13~15 (略)

別表 1平方メートル当たり単価表

- ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係 書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものと する。
- イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、 翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係 書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

13~15 (略)

(単位:円) 別表 1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名称	種目等	構 造 別	単価	施設の名称	種目等	構造別	単価
	én.	鉄筋コンクリート	<u>155, 600</u>		éπ.	鉄筋コンクリート	<u>150, 600</u>
	一般	ブロック	<u>135, 200</u>		一般	ブロック	<u>130, 900</u>
* 服教庫配	地区	木造	<u>155, 600</u>	- そ 山田会の表言に	地区	木造	<u>150, 600</u>
へき地診療所	離島	鉄筋コンクリート	<u>166, 600</u>	へき地診療所	離島	鉄筋コンクリート	<u>161, 300</u>
	豪雪	ブロック	<u>145, 200</u>		豪雪	ブロック	<u>140, 600</u>
	地 区	木造	<u>166, 600</u>		地区	木造	<u>161, 300</u>
	一般	鉄筋コンクリート	<u>155, 600</u>		一般	鉄筋コンクリート	<u>150, 600</u>
過疎地域等	地 区	ブロック	<u>135, 200</u>	過疎地域等	地 区	ブロック	<u>130, 900</u>
特定診療所		木造	<u>155, 600</u>	特定診療所		木造	<u>150, 600</u>
	離島	鉄筋コンクリート	<u>166, 600</u>		離島	鉄筋コンクリート	<u>161, 300</u>

改正後				改正前					
	豪雪	ブロック	<u>145, 200</u>		豪雪	ブロック	<u>140, 600</u>		
	地 区	木造	<u>166, 600</u>		地 区	木造	<u>161, 300</u>		
		鉄筋コンクリート	<u>231, 700</u>	THEOLUM		鉄筋コンクリート	<u>224, 300</u>		
研修医のための		ブロック	<u>202, 500</u>	研修医のための		ブロック	<u>196, 000</u>		
研修施設		木造	<u>231, 700</u>	研修施設		木造	<u>224, 300</u>		
	ÁÐ.	鉄筋コンクリート	<u>155, 600</u>		én.	鉄筋コンクリート	<u>150, 600</u>		
	一般	ブロック	<u>135, 200</u>		一 般 地 区	ブロック	<u>130, 900</u>		
- そい7月7年147年三日	地区	木造	<u>155, 600</u>	- そ业/日/舟松湾元	地区	木造	<u>150, 600</u>		
へき地保健指導所	離島	鉄筋コンクリート	<u>166, 600</u>	へき地保健指導所	離島	鉄筋コンクリート	<u>161, 300</u>		
	豪雪	ブロック	<u>145, 200</u>		豪雪	ブロック	<u>140, 600</u>		
	地区	木造	<u>166, 600</u>		地 区	木造	<u>161, 300</u>		
		鉄筋コンクリート	<u>231, 700</u>	臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>224, 300</u>		
臨床研修病院		ブロック	<u>202, 500</u>			ブロック	<u>196, 000</u>		
	岸 梓	鉄筋コンクリート	<u>207, 500</u>		<u></u>	鉄筋コンクリート	<u>200, 900</u>		
	病棟	ブロック	<u>180, 900</u>		病 棟	ブロック	<u>175, 100</u>		
头地层块	診療棟	鉄筋コンクリート	231, 700	と、146日本	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>224, 300</u>		
へき地医療 拠点病院	<b>砂</b>	ブロック	<u>202, 500</u>	へき地医療 拠点病院	<b></b>	ブロック	<u>196, 000</u>		
拠点物所	F. 61	鉄筋コンクリート	<u>155, 600</u>	(地点物)元 	<b>医</b> 紅	鉄筋コンクリート	<u>150, 600</u>		
	医 師住 宅	ブロック	<u>135, 200</u>		医師住宅	ブロック	<u>130, 900</u>		
	生 七	木造	<u>155, 600</u>		住 七	木造	<u>150, 600</u>		
医证验定证检查验		鉄筋コンクリート	<u>231, 400</u>	医研究性肠炎		鉄筋コンクリート	<u>224, 000</u>		
医師臨床研修病院 研修医環境整備		ブロック	201, 400	医師臨床研修病院 研修医環境整備		ブロック	<u>195, 000</u>		
14厂修   区		木造	<u>231, 400</u>			木造	<u>224, 000</u>		
産科医療機関	診療	鉄筋コンクリート	<u>207, 500</u>	産科医療機関	診療	鉄筋コンクリート	<u>200, 900</u>		
<u></u>	部門	ブロック	<u>180, 900</u>	上	部門	ブロック	<u>175, 100</u>		

	改正後					改正前					
		木造	<u>207, 500</u>				木造	<u>200, 900</u>			
	, \\L	鉄筋コンクリート	<u>231, 400</u>			4 2	鉄筋コンクリート	<u>224, 000</u>			
	宿泊	ブロック	<u>202, 000</u>			宿泊	ブロック	<u>195, 500</u>			
	施設	木造	<u>231, 400</u>	Ш		施設	木造	<u>224, 000</u>			
	分娩室、	鉄筋コンクリート	<u>207, 500</u>			分娩室、	鉄筋コンクリート	<u>200, 900</u>			
	病室、	ブロック	<u>180, 900</u>		分娩取扱施設	病室、	ブロック	<u>175, 100</u>			
<u> </u>	入所室等	木造	<u>207, 500</u>			入所室等	木造	<u>200, 900</u>			
分娩取扱施設	÷	鉄筋コンクリート	<u>231, 400</u>			),L	鉄筋コンクリート	<u>224, 000</u>			
	宿泊施設	ブロック	<u>202, 000</u>			宿 施 設	ブロック	<u>195, 500</u>			
	ル 政	木造	<u>231, 400</u>	Ш		旭 政	木造	<u>224, 000</u>			
死亡時画像診断 システム等施設整備		鉄筋コンクリート	<u>231, 700</u>		死亡時画像診断 システム等施設整備		鉄筋コンクリート	<u>224, 300</u>			
(注) (略)					(注) (略)						